(9) 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方二メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。

(10) 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉停止機能を停止する機能及び冷温停止状態を維持すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。

(11) 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。

(12) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線がが異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

ハ　ナトリウム冷却型高速炉（規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(1) 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）によって原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。

(2) 原子炉の運転中において、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。

(3) 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。

(4) 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が一時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第五十八条第一項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項の基準に適合しない場合には、三十分以上）継続すること。

(5) 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が五分以上継続すること。

(6) 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。

(7) 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。

(8) 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方二メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。

(9) 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉停止機能を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失するおそれがあること。

(10) 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。

(11) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。

ニ　ナトリウム冷却型高速炉（ハに掲げるものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(1) 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）によって原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。

(2) 原子炉の運転中において、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。

(3) 原子炉格納容器の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。

(4) 原子炉の運転中に全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が五分以上継続すること。

(5) 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。

(6) 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。

(7) 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方二メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。

(8) 原子炉制御室及び原子炉制御室外からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。

(9) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線がが異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

ホ　試験研究用原子炉施設

原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失し、かつ、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。

ヘ　使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉の運転等のための施設（ホに掲げるもの及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く。）

(1) 時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第五十七条第一項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第五十八条第一項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に適合しない場合には、三十分以上）継続すること。

(2) 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が五分以上継続すること。

(3) 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方二メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。

(4) 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。

(5) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線がが異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

ト　原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（イからヘまでに掲げるものを除く。）

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、平成二十五年十二月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条　この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。